

## 学校法人会計基準の在り方について(その他の論点)

論点 区分	基本的な方向
減損会計 (有形固定資産)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定資産の保有は利益獲得ではなく、教育研究を行うために保有しており、将来の収益の減少を見込んだ帳簿価額の変更は必要ないのではないか。</li> <li>・学校の廃止や学部へ廃止などで使用していない施設などは減損の対象と考えるべきではないか。 →未使用(遊休)の有形固定資産で今後も維持しないものについては臨時償却する等の基準が必要ではないか。</li> </ul>
金融商品会計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校法人の資産運用は長期的な満期保有目的の運用が大半であることから、時価会計を導入しても期末に未実現の評価損益を計上するだけで、むしろ学校法人の収支状況の適切な表示にそぐわないのではないか。</li> <li>・資産運用に関するリスク管理の観点から時価情報を商品別・保有目的別に区分し注記すべきではないか。</li> </ul>
退職給与引当金 (退職給付引当金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退職金については、23年度から退職給与引当金を期末要支給額の100%とすることに統一し、金額的にも退職給付で計算したものに比較しても十分であり、現状どおりとすべきではないか。</li> <li>・一部の法人が持つ独自の年金制度には引当金の統一ルールが必要ではないか。</li> </ul>
連結会計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・持分の概念がないため連結会計はなじまないのではないか。</li> <li>・理事構成を同じくする等のグループ法人間の取引を明らかにする必要があるのではないか。 →現状の関係当事者に加え、学校法人間の取引に(貸付金・債務保証等)について注記すべきではないか。</li> </ul>
継続法人の前提	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校法人は、①設置資産を自己資金で賄うこと、②それを継続的に維持する仕組みとして基本金制度があること、③主要な収入(授業料)が前受けであること等、企業や他の法人と異なり法人経営を継続安定させる独自の仕組みがある。</li> <li>・また、今回の改正で、④区分経理を導入する等経常的な収支バランスの把握が可能になる等で透明性を高めること、⑤4号基本金に関しては特定資産を持つこと等の体質強化を図ることを検討している。</li> <li>・他方、学校の修業年限制に鑑み、企業のように1年続けることができるかを判断するのは適切ではなく、かつ、期間が長くなると判断が難しくなる。</li> <li>・「継続法人の前提」に注意を払うことは適切であるが、企業等に適用される項目形式によるのではなく、今回の改正を通じ以上の学校法人の①～⑤のような特質を生かすことで情報開示を進めること、会計基準だけでなく所轄庁が経営判断指標の精緻化等により、経営上の課題を抱える学校法人について、実地調査等を経て早期の経営判断を促進する等の指導・助言と併せて対応することが適当ではないか。</li> </ul>